

育児・介護休業法の改正について

本年5月に育児・介護休業法が改正され、令和7年4月から順次施行されます。

改正内容のポイントは以下のとおりであり、1及び5の施行日は公布後1年6か月以内の政令で定める日、その他の施行日は令和7年4月1日です。

1 柔軟な働き方を実現するための措置等

3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に対し、「**始業時刻等の変更**」、「**テレワーク等(10日/月)**」、「**保育施設の設置運営等**」、「**新たな休暇の付与(10日/年)**」、「**短時間勤務制度**」の中から**2以上の制度を選択して措置**することが義務となります

2 所定外労働の制限（残業免除）の対象の拡大

所定外労働の制限（残業免除）の対象が、「3歳に満たない子を養育する労働者」から「**小学校就学前の子を養育する労働者**」に拡大されます。

3 育児のためのテレワークの導入

3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

4 子の看護休暇の見直し

対象となる子の範囲が「**小学校3年生修了まで**」に延長され、取得事由に「**感染症に伴う学級閉鎖等**」、「**入園(入学)式及び卒園式**」が追加されます。

また、名称が「子の看護等休暇」となります。

5 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、**労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけ**られます。

6 育児休業取得状況公表義務の対象拡大

従業員数300人超の企業に、**育児休業等の取得の状況を公表することが義務づけ**られます。

7 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置

介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務となります。

○厚生労働省HPもご確認ください。⇒



問い合わせ先：富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076-432-2740